

令和7年度 水質検査計画書



1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の水質状況
4. 水質検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の精度と信頼性保証
9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表
10. 関係者との連携

名護市環境水道部

はじめに

名護市では、安全で良質な水道水を安心してご利用していただくための上水道事業を行っており、水源から給水栓（じゃ口）まで一元的な水質管理を実施しています。

水質検査とは、適切な水質管理が行われ、水質基準に適合した水道水が給水されているかどうかを確認するために定期または臨時に行うものです。

水質検査計画とは、水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づき、水質検査を適正に行うため、検査地点、検査項目、検査頻度および公表方法などを定めたものです。

水質検査計画の内容は、次のとおりです。

1. 基本方針

水質検査には、供給する水道水が水質基準に適合しているかどうかを確認するための検査と、原水から浄水処理、送水、配水に至るまでの各工程の水質管理の状況を確認するための検査があります。

水質検査計画は、水質基準との適合性を確認するための水道法第 20 条に基づく水質検査について作成するものですが、原水や水質管理目標設定項目等、水質基準以外の項目についても、その重要性及び適切な浄水処理の維持管理の必要性から水質検査計画に位置付けて検査を行います。

① 水質検査地点について

検査地点は、水質基準が適用される給水栓（じゃ口）に加え、水源、浄水場出口とします。

② 検査項目について

検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目等（水質基準 51 項目、色、濁り、消毒の残留効果）と水質管理目標設定項目、適切な浄水処理の維持管理が必要な項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目とします。

③ 検査頻度について

検査頻度は、水源の種類、過去の検査結果などに基づいて、検査項目に応じて検査頻度を設定し検査を実施します。ただし、水質管理上監視強化が必要な項目については、検査頻度を増やします。

2. 水道事業の概要

① 事業の概要

事業名	名護市水道事業	
給水区域 (別表 14)	名護市全域	
事業認可年度	令和 5 年 3 月 30 日 (第 7 回拡張事業第 2 回計画変更)	
	目標年度 (令和 14 年度)	令和 5 年度実績
給 水 人 口	65,999 人	62,226 人
一日最大給水量	28,159m ³	25,401m ³
一日平均給水量	23,738 m ³	22,635m ³

② 浄水施設の概要

浄水場名	名護市中央浄水場	県企業局名護浄水場
所在地	為又 1219 - 3	大北 3 - 28 - 36
水源	<ul style="list-style-type: none"> ・潮平川湧水 ・羽地大川 ・九年又ダム ・見取原地下水 ・企業局浄水受水 	<ul style="list-style-type: none"> ・源河川 ・平南川 ・羽地ダム ・大保ダム ・福地ダム ・根路銘原水調整池 (河川水)
処理能力	18,500 m ³ /日	27,000 m ³ /日
浄水処理方法	急速ろ過	急速ろ過
給水区域	名護市街地域 屋部地域	伊差川区以北及び 大北区の一部 部瀬名地域の一部 名護市東海岸地域

(名護浄水場は、県企業局の令和 5 年度水質年報より引用)

3. 原水及び水道水の水質状況

名護市の水源において水質管理上留意しなければならない項目及び原水管理の注意点は下表のとおりです。

区分	ダム	河川	湧水	企業局受水
対象水源	九年又ダム	羽地大川	潮平川湧水	浄水受水
原水管理の注意点	・富栄養化の進行	・農薬散布 ・降雨による高濁水発生	・海水混入 ・降雨による高濁水発生	
水質管理上留意すべき項目	・臭気物質 ・鉄 ・マンガン ・トリハロメタン生成能	・濁度 ・臭気物質	・蒸発残留物 ・硬度 ・濁度 ・塩化物イオン	・塩化物イオン ・臭気物質

(企業局受水は、県企業局の2024年度水質検査計画より引用)

浄水場では、これらの原水管理の注意点を踏まえて、適切な浄水処理を行っています。水道水はこれまでの検査結果から水質基準を十分満足しています。

4. 水質検査地点

① 給水栓（じゃ口）

浄水場系統毎に検査地点を選定し、合計で市内10ヶ所の地点にて検査を行います。(参照：検査地点 別表1～7及び別表14 位置図)

② 浄水場及び水源

浄水場については、浄水場出口において浄水処理工程が適切に行われていることの確認のための検査を行います。

水源については、浄水処理に影響を与えるので、それぞれの水源の取水口で検査を行います。

5. 水質検査項目及び検査頻度

① 水質基準が適用される給水栓（じゃ口）における水質検査項目と頻度

(1) 水質検査項目

別表 1～7 の各検査地点において、法令に基づく水質検査（水質基準 51 項目）を行います。また、別表 8 の浄水検査 5 項目については毎日検査を行います。

(2) 検査頻度

検査頻度については、過去 3 年間の検査結果の最高値が基準値の 1/10 以下の場合には 3 年に 1 回まで、1/5 以下の場合には 1 年に 1 回検査頻度を減らすことができる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため、検査結果及び水源の状況等を勘案し、下表のとおり設定し、検査を行います。（参照：検査地点 別表 1～7）

検査頻度	検査地点	検査項目
毎日検査	別表 1～7	・色、濁り、消毒の残留効果、異常な臭味、pH 値の 5 項目 (別表 8 参照)
毎月検査	別表 1～7	・ No.1、No.2、No.38、No.46～51 の 9 項目
	別表 1～3	・ No.23、No.25～No.27、No.29、No.30 の 6 項目
年 4 回検査	別表 1～3	・ No.10、No.21、No.22、No.24、No.28、No.31、No.33、No.39、No.40 の 9 項目
	別表 4～5	・ No.3～No.37、No.39～No.45 の 42 項目
	別表 6～7	・ No.10、No.21～No.31、No.33 の 13 項目
年 1 回検査	別表 1～3 6～7	・ これまでの検査の結果から 3 年に 1 回まで検査頻度を緩和できる項目についても、水質が安定して良好であることを確認するために、年 1 回検査を行います。
その他	別表 1～3 6～7	・ 臭気物質である No.42、No.43 の 2 項目について、原因藻類発生時期に月 1 回以上の検査を行います。

② 名護市が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

(1) 水質管理目標設定項目については、浄水及び原水において、水源の種別及び使用する薬品等によって留意すべき項目を別表 9 のとおり個別に設定し、年 1 回から 4 回の頻度で検査を行います。

(2) 原水水質の把握及び浄水処理工程において適正な水質管理を行うため、各原水水質検査を別表 10 に設定した 39 項目について、年 2 回検査を行います。

- (3) 農薬類については、検査体制が整っている農薬を対象にし、地元農業協同組合（JA）からの資料等をもとに別表 11 に設定した 58 項目を各水源において年 1 回検査を行います。また、取水を停止している水源については取水再開前に検査を行います。
- (4) 浄水場出口では、別表 12 に設定した通り検査を行い、適切に浄水処理が行われていることを確認します。
- (5) 水系感染症の原因生物であり、塩素消毒に耐性をもつクリプトスポリジウム、ジアルジアについて、別表 13 に設定した通り各水源において年 4 回の頻度で検査を行います。クリプトスポリジウム等の混入の恐れを示す指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）については、各原水において毎月検査を行います。

6. 水質検査方法

- ① 毎日検査については、自己検査で行います。
- ② 水質基準項目及び名護市が独自に行う水質検査については、水道法第 20 条に基づく登録検査機関（以下登録機関という。）への検査委託で行います。
- ③ 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省大臣が定める方法」）に基づいて行います。その他の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行います。

7. 臨時の水質検査

水源などで、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理が行うことができず、給水栓（じゃ口）の水で水質基準を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場及び給水栓（じゃ口）などから採水して、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
 - ② 水源に異常があったとき。
 - ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
 - ④ 魚等が多数死んだとき。
 - ⑤ 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
 - ⑥ 浄水過程で異常があったとき。
 - ⑦ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
 - ⑧ その他特に必要があると認められるとき。
- ※ 臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに行い、水質異常が収束し、給水栓（じゃ口）の水の安全性が確認されるまで行います。

8. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施にあたり、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、名護市環境水道部では次のことに留意して、登録検査機関に委託することとしています。

- ① 分析技術者や水道技術管理者等の人材が十分に確保されていること。
- ② 高度の分析機器や精度の高い検査体制が整備されていること。
- ③ 外部精度管理における水質検査の精度が基準値及び目標値の 1/10 の定量下限が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、変動係数 (CV) が無機物 (金属類) では 10%以下、有機物では 20%以下の精度が維持されていること。
- ④ 毎年、国や県などが実施する精度管理の評価試験において高い評価を得ていること。
- ⑤ 水質検査結果の信頼性を確保することを目的に、正確かつ精度の高い検査体制を整備し、水道 GLP の認定を浄水・原水で取得していること。

※水道 GLP とは水道水質検査優良試験所規範 (Good Laboratory Practice) の略名で、これを取得することで機関内における業務の信頼性の確保体制を整備することができ、業務の信頼性向上に有効なものと考えられている。

- ⑥ 水質異常時に 24 時間いつでも迅速な対応ができること。
- ⑦ 有機フッ素化合物 (PFOS, PFOA, PFHxS) の自社検査が可能であること。

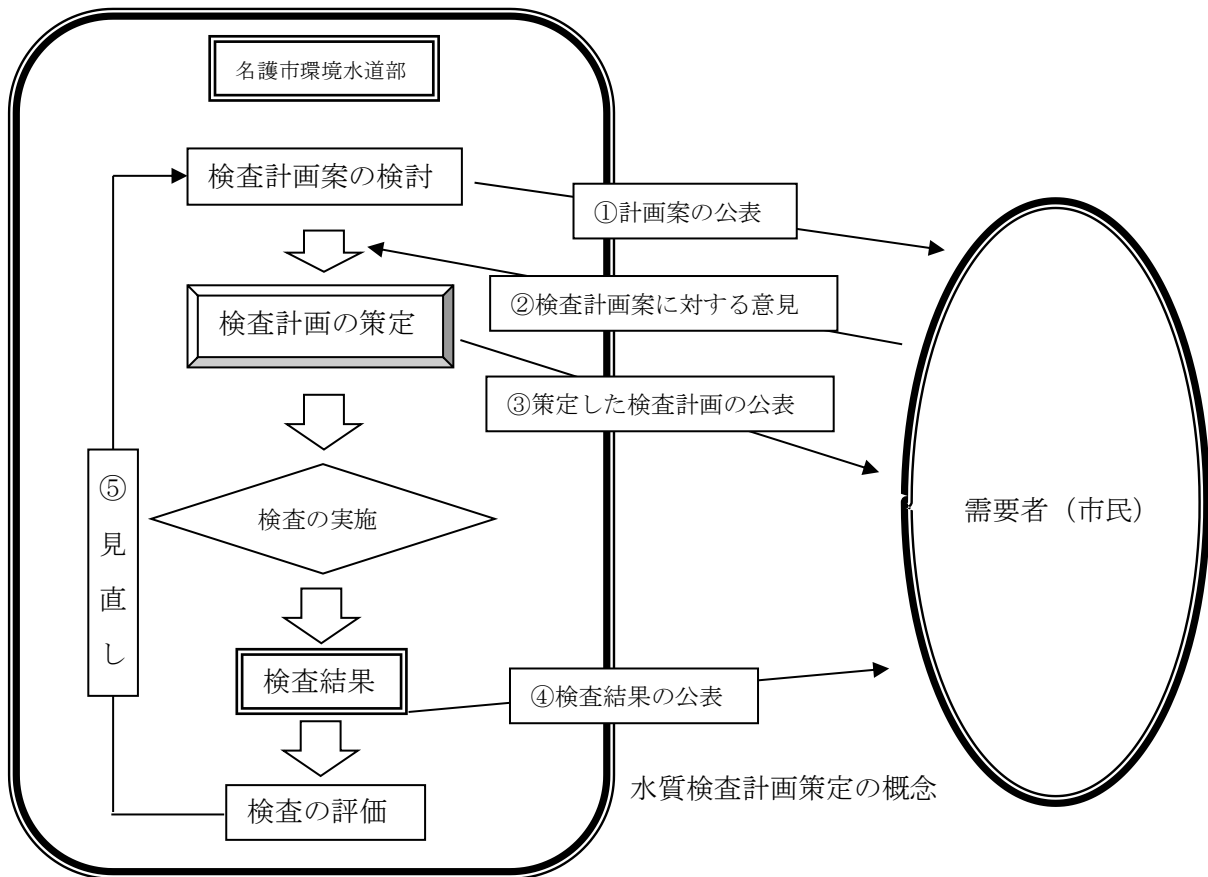
9. 水質検査計画及び水質検査結果の評価・公表

①水質検査計画及び公表

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果については、名護市環境水道部のホームページを利用して速やかに公表しています。(参照:図 1. 水質検査計画策定の概念)
また、本計画は水質検査結果及び水道法の改正等を考慮し、適切に見直します。

②水質検査結果の評価

水道水については水質基準に適合していることを確認します。原水や浄水処理工程水については原水の異常の有無や浄水処理が適切に行われていることを確認します。



10. 関係者との連携

- ① 水道水が原因で水質事故等が発生した場合には、沖縄県薬務生活衛生課、沖縄県企業局、登録検査機関等の関係機関と連携して水質検査等を行い適切な措置を行います。
- ② 水源で水質汚染事故等が発生した場合には、関係機関等と連携して情報交換を図りながら、現地調査を行い、浄水場での処理を強化して安全で良質な水道水を供給するよう努めます。

水質検査計画に基づいて実施した検査結果は、水質基準等に適合しているか否か等の評価を行います。

また、この水質検査計画は、毎年見直しを行います。

この水質検査計画に対する皆様のご意見をお寄せください。

問い合わせ先 名護市環境水道部施設課 名護市中央浄水場
 〒905 - 0005 名護市為又 1219 - 3
 Tel 0980 - 52 - 2264 Fax 0980 - 52 - 1425
 E - mail jousui@city.nago.lg.jp

別表 1

法令に基づく水質検査

検査地点 安和コミュニティーセンター、数久田地区会館

項目 No.	水質基準項目	基準値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由		
1	一般細菌	100 個/mL以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	×					
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	○					
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	○					
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	○					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	×				1回/3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	○				1回/年	安全確認のため
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	○					
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○					
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	○					
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	○					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○					
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	○					
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○					
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○					
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	○					
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	×					
23	クロホルム	0.06 mg/L 以下	×	1回/月	安全確認のため(省略不可項目)			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	×	1回/月	安全確認のため(省略不可項目)			
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	×					
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×					
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	×	1回/月	安全確認のため(省略不可項目)			
30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下	×					
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○	1回/年	性状確認のため			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	○	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	○	1回/年	性状確認のため			
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○					
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	○					
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	○					
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	×					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/3月	自然由来等により原水で基準値の1/2以上検出されているため、基本検査頻度とする		
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	○					
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/年	性状確認のため		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	○					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため、年5回実施		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	○					
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	性状確認のため		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目		
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	×					
48	味	異常でないこと	×					
49	臭気	異常でないこと	×					
50	色度	5 度以下	×					
51	濁度	2 度以下	×					

省略の可否について：これまでの検査結果等から検査頻度を省略することができる項目

※ No3 カドミウム及びその化合物は、平成22年度より、基準値が0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に強化されました。

※ No19トリクロロエチレンは、平成23年度より、基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に強化されました。

※ No9の亜硝酸態窒素は、平成26年度からの新規項目です。

※ No24ジクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.04mg/Lから0.03mg/L以下に強化されました。

※ No28トリクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.2mg/Lから0.03mg/L以下に強化されました。

※ No8六価クロムは、令和2年度より、基準値が0.05mg/Lから0.02mg/L以下に強化されました。

別表 2

法令に基づく水質検査

検査地点 屋部中継ポンプ場付近

項目 No.	水質基準項目	基準値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由		
1	一般細菌	100 個/mL以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	×					
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	○					
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	○					
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	○					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	×				1回/3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	○				1回/年	安全確認のため
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	○					
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○					
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	○					
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	○					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○					
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	○					
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○					
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○					
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	○					
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	×					
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	×	1回/月	安全確認のため(省略不可項目)			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	×	1回/月	安全確認のため(省略不可項目)			
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	×					
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×					
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	×	1回/月	安全確認のため(省略不可項目)			
30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下	×					
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○	1回/年	性状確認のため			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	○	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	○	1回/年	性状確認のため			
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○					
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	○					
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	○					
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	×					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/3月	自然由来等により原水で基準値の 1/2 以上検出されているため、基本検査頻度とする		
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	○					
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため、年 5 回実施		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	○					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	性状確認のため		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	○					
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	○	1回/月	1回/月	省略不可項目		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	×					
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	×					
48	味	異常でないこと	×					
49	臭気	異常でないこと	×					
50	色度	5 度以下	×					
51	濁度	2 度以下	×					

省略の可否について：これまでの検査結果等から検査頻度を省略することができる項目

※ No3 カドミウム及びその化合物は、平成22年度より、基準値が0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に強化されました。

※ No19トリクロロエチレンは、平成23年度より、基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に強化されました。

※ No9の亜硝酸態窒素は、平成26年度からの新規項目です。

※ No24ジクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.04mg/Lから0.03mg/L以下に強化されました。

※ No28トリクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.2mg/Lから0.03mg/L以下に強化されました。

※ No8六価クロムは、令和2年度より、基準値が0.05mg/Lから0.02mg/L以下に強化されました。

別表 3

法令に基づく水質検査

検査地点 中央浄水場付近

項目 No.	水質基準項目	基準値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
1	一般細菌	100 個/mL以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目			
2	大腸菌	検出されないこと	×						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため			
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	○						
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○						
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○						
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○						
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	○						
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	○						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	×				1回/3月	省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	○				1回/3月	1回/年	安全確認のため
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	○						
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○						
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	○						
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	○						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○						
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	○						
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○						
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○						
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	○						
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	×	1回/月	安全確認のため(省略不可項目)				
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目				
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×	1回/月	安全確認のため(省略不可項目)				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	×						
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目				
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	×	1回/月	安全確認のため(省略不可項目)				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×						
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目				
30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下	×	1回/月	安全確認のため(省略不可項目)				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	×	1回/3月	省略不可項目				
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○	1回/年	性状確認のため				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	○	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため				
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	○	1回/年	性状確認のため				
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○						
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	○						
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	○						
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	×						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	○	1回/月	1回/3月	自然由来等により原水で基準値の1/2以上検出されているため、基本検査頻度とする			
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	性状確認のため			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため、年5回実施			
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	○						
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	性状確認のため			
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	○						
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	○	1回/月	1回/月	省略不可項目			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	×						
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	×						
48	味	異常でないこと	×						
49	臭気	異常でないこと	×						
50	色度	5 度以下	×						
51	濁度	2 度以下	×						

省略の可否について：これまでの検査結果等から検査頻度を省略することができる項目

※ No3 カドミウム及びその化合物は、平成22年度より、基準値が0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に強化されました。

※ No19トリクロロエチレンは、平成23年度より、基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に強化されました。

※ No9の亜硝酸態窒素は、平成26年度からの新規項目です。

※ No24ジクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.04mg/Lから0.03mg/L以下に強化されました。

※ No28トリクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.2mg/Lから0.03mg/L以下に強化されました。

※ No8六価クロムは、令和2年度より、基準値が0.05mg/Lから0.02mg/L以下に強化されました。

別表 4

法令に基づく水質検査

検査地点 二見配水池入口

項目 No.	水質基準項目	基準値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100 個/mL以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	×			
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果データが不十分のため、基本検査頻度とする
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	○			
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○			
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○			
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	○			
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	○			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	×			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	○			
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	○			
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○			
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	○			
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○			
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	○			
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○			
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	○			
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	×	省略不可項目		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	×			
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	×			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	×			
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	×			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	×			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×			
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	×			
30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下	×			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	×	過去の検査結果データが不十分のため、基本検査頻度とする		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	○			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	○			
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○			
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	○			
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	○			
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果データが不十分のため、基本検査頻度とする
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	○			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3月	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	○			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	○			
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/3月	
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	○			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	×			
48	味	異常でないこと	×			
49	臭気	異常でないこと	×			
50	色度	5 度以下	×			
51	濁度	2 度以下	×			

省略の可否について：これまでの検査結果等から検査頻度を省略することができる項目

※ No3 カドミウム及びその化合物は、平成22年度より、基準値が0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に強化されました。

※ No19トリクロロエチレンは、平成23年度より、基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に強化されました。

※ No9の亜硝酸態窒素は、平成26年度からの新規項目です。

※ No24ジクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.04mg/L以下から0.03mg/L以下に強化されました。

※ No28トリクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.2mg/L以下から0.03mg/L以下に強化されました。

※ No8六価クロムは、令和2年度より、基準値が0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に強化されました。

別表 5

法令に基づく水質検査

検査地点 底仁屋橋付近

項目 No.	水質基準項目	基準値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
1	一般細菌	100 個/mL以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	×				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果データが不十分のため、基本検査頻度とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	○				
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○				
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○				
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	○				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	○				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	×				省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	○				過去の検査結果データが不十分のため、基本検査頻度とする
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	○				
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○				
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	○				
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	○				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○				
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	○				
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○				
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○				
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	○				
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	×			省略不可項目	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	×				
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	×				
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	×				
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	×				
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	×				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×				
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	×				
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	×				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	×			過去の検査結果データが不十分のため、基本検査頻度とする	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	○				
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	○				
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○				
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	○				
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	○				
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/3月	過去の検査結果データが不十分のため、基本検査頻度とする	
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	○				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3月		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	○				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	○				
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/3月		
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	○				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目	
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	×				
48	味	異常でないこと	×				
49	臭気	異常でないこと	×				
50	色度	5 度以下	×				
51	濁度	2 度以下	×				

省略の可否について：これまでの検査結果等から検査頻度を省略することができる項目

※ No3 カドミウム及びその化合物は、平成22年度より、基準値が0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に強化されました。

※ No19トリクロロエチレンは、平成23年度より、基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に強化されました。

※ No9の亜硝酸態窒素は、平成26年度からの新規項目です。

※ No24ジクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.04mg/L以下から0.03mg/L以下に強化されました。

※ No28トリクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.2mg/L以下から0.03mg/L以下に強化されました。

※ No8六価クロムは、令和2年度より、基準値が0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に強化されました。

別表 6

法令に基づく水質検査

検査地点 屋我地支所、喜瀬流量計室

項目 No.	水質基準項目	基準値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由		
1	一般細菌	100 個/mL以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	×					
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	○					
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	○					
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	○					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	×				1回/3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	○				1回/年	安全確認のため
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	○					
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○					
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	○					
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	○					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○					
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	○					
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○					
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○					
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	○					
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	×		1回/3月	省略不可項目		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	×					
23	クロホルム	0.06 mg/L 以下	×					
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×					
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	×					
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	×					
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	×					
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×					
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	×					
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	×					
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	×		1回/年	性状確認のため		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	○		1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	○		1回/年	性状確認のため		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○					
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	○					
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	○					
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	×	1回/月			1回/月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	性状確認のため		
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	○					
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため、年 5 回実施		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	○					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	性状確認のため		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	○					
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	○					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目		
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	×					
48	味	異常でないこと	×					
49	臭気	異常でないこと	×					
50	色度	5 度以下	×					
51	濁度	2 度以下	×					

省略の可否について：これまでの検査結果等から検査頻度を省略することができる項目

※ No3 カドミウム及びその化合物は、平成22年度より、基準値が0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に強化されました。

※ No19トリクロロエチレンは、平成23年度より、基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に強化されました。

※ No9の亜硝酸態窒素は、平成26年度からの新規項目です。

※ No24ジクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.04mg/L以下から0.03mg/L以下に強化されました。

※ No28トリクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.2mg/L以下から0.03mg/L以下に強化されました。

※ No8六価クロムは、令和2年度より、基準値が0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に強化されました。

別表 7

法令に基づく水質検査

検査地点 呉我集落センター、源河後原

項目 No.	水質基準項目	基準値	省略の可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由		
1	一般細菌	100 個/mL以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	×					
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	安全確認のため		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	○					
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	○					
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	○					
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	○					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	×				1回/3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	○				1回/年	安全確認のため
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	○					
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○					
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	○					
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	○					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	○					
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	○					
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○					
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	○					
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	○					
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	×		1回/3月	省略不可項目		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	×					
23	クロホルム	0.06 mg/L 以下	×					
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×					
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	×					
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	×					
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	×					
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	×					
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	×					
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	×					
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	×		1回/年	性状確認のため		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	○		1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	○		1回/年	性状確認のため		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	○					
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	○					
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	○					
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	×	1回/月			1回/月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	性状確認のため		
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	○					
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生のおそれがあるため、年 5 回実施		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	○					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	○	1回/3月	1回/年	性状確認のため		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	○					
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	○					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	×	1回/月	1回/月	省略不可項目		
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	×					
48	味	異常でないこと	×					
49	臭気	異常でないこと	×					
50	色度	5 度以下	×					
51	濁度	2 度以下	×					

省略の可否について：これまでの検査結果等から検査頻度を省略することができる項目

※ No3 カドミウム及びその化合物は、平成22年度より、基準値が0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に強化されました。

※ No19トリクロロエチレンは、平成23年度より、基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に強化されました。

※ No9の亜硝酸態窒素は、平成26年度からの新規項目です。

※ No24ジクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.04mg/L以下から0.03mg/L以下に強化されました。

※ No28トリクロロ酢酸は、平成27年度より、基準値が0.2mg/L以下から0.03mg/L以下に強化されました。

※ No8六価クロムは、令和2年度より、基準値が0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に強化されました。

別表 8

毎日検査

毎日検査

項目 No.	検査項目	評価	浄水検査頻度(回/年)	原水検査頻度(回/年)
毎1	色(色度)	異常なし	365	365
毎2	濁り(濁度)	異常なし	365	365
毎3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L 以上	365	—
毎4	異常な臭味	異常なし	365	365
毎5	pH値	5.8 以上 8.6 以下	365	365

備考

- ※ 浄水検査地点における毎1～3は、法令に定められた毎日検査の項目です。
- ※ pH値は水道水の性状確認のため行います。
- ※ 毎日検査については、自己検査で行います。
- ※ 一印の検査項目は、検査を行いません。

別表 9

水質管理目標設定項目及びその他項目

項目 No.	検査項目	検査地点別検査実施項目					
		安和コミュニティーセンター 数久田地区会館	二見配水池 入口	屋我地支所 喜瀬 流量計室 異我 集落センター 源河後原	潮平川湧水	羽地大川	九年又ダム
		屋部中継ポンプ場 中央浄水場 付近	底仁屋橋 付近				
目1	アンチモン及びその化合物	○	○	○	○	○	○
目2	ウラン及びその化合物	○	○	○	○	○	—
目3	ニッケル及びその化合物	○	○	○	—	—	—
目4	1,2-ジクロロエタン	○	—	—	○	—	—
目5	トルエン	○	—	—	○	—	—
目6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	○	○	○	○	○
目7	亜塩素酸	二酸化塩素を使用していないため、検査を省略します。					
目8	二酸化塩素						
目9	ジクロロアセトニトリル	○	○	○	—	—	—
目10	抱水クロラール	○	○	○	—	—	—
目11	農薬類(別表11 参照)	—	—	—	○	○	○
目12	残留塩素	水質基準項目として検査を行います。(別表1～9、12 参照)					
目13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)						
目14	マンガン及びその化合物						
目15	遊離炭酸	○	○	○	○	○	○
目16	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○
目17	メチル-tert-ブチルエーテル	○	—	—	○	—	—
目18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	水質基準項目の「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」により管理を行います。					
目19	臭気強度(TON)	○	○	○	○	○	○
目20	蒸発残留物	水質基準項目として検査を行います。(別表1～9、12 参照)					
目21	濁度						
目22	pH値						
目23	腐食性(ランゲリア指数)	○	○	○	○	○	○
目24	従属栄養細菌	年4回検査	年4回検査	年4回検査	年4回検査	年4回検査	年4回検査
目25	1,1-ジクロロエチレン	○	—	—	○	—	—
目26	アルミニウム及びその化合物	水質基準項目として検査を行います。(別表1～9、12 参照)					
目27	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	—	—	—	年4回検査	年4回検査	年4回検査
要検討	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—	—	—	年4回検査	年4回検査	年4回検査

備考

- ※ ○印の検査項目について、年1回検査を行います。
- ※ 一印の検査項目は、検査を行いません。
- ※ 農薬類については、別表11で設定している項目を原水において年1回検査を行います。
- ※ 平成23年度より、目5「トルエン」の基準値が0.04mg/L以下から0.02mg/L以下に強化されました。
- ※ 休止水源となっている見取原地下水、見取原6号井は、取水を再開する際に潮平川湧水と同じ項目の検査を実施します。
- ※ 平成26年度より、目1「アンチモン及びその化合物」の基準値が0.015mg/L以下から0.02mg/L以下になります。
- ※ 平成26年度より、目3「ニッケル及びその化合物」の基準値が0.01mg/L以下から0.02mg/L以下になります。
- ※ 令和2年度より、目27「PFOS及び PFOA」が要件等項目から水質管理目標設定項目へ引上げられました。

別表 10

原水水質検査項目及び検査頻度

項目 No.	検査項目	検査地点別検査頻度(回/年)		
		潮平川湧水	羽地大川	九年又ダム
1	一般細菌	4	4	4
2	大腸菌	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	2	2	2
4	水銀及びその化合物	2	2	2
5	セレン及びその化合物	2	2	2
6	鉛及びその化合物	2	2	2
7	ヒ素及びその化合物	2	2	2
8	六価クロム化合物	2	2	2
9	亜硝酸態窒素	2	2	2
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	2	2	2
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ^{※1}	4	2	2
12	フッ素及びその化合物	2	2	2
13	ホウ素及びその化合物	2	2	2
14	四塩化炭素	2	2	2
15	1,4-ジオキサン	2	2	2
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	2	2	2
17	ジクロロメタン	2	2	2
18	テトラクロロエチレン	2	2	2
19	トリクロロエチレン	2	2	2
20	ベンゼン	2	2	2
21	亜鉛及びその化合物	2	2	2
22	アルミニウム及びその化合物	2	2	2
23	鉄及びその化合物	2	2	2
24	銅及びその化合物	2	2	2
25	ナトリウム及びその化合物	2	2	2
26	マンガン及びその化合物	2	2	2
27	塩化物イオン ^{※1}	12	2	2
28	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ^{※1}	12	2	2
29	蒸発残留物 ^{※1}	12	2	2
30	陰イオン界面活性剤	2	2	2
31	ジェオスミン ^{※1}	2	12	12
32	2-メチルイソボルネオール ^{※1}	2	12	12
33	非イオン界面活性剤	2	2	2
34	フェノール類	2	2	2
35	有機物(全有機炭素(TOC)の量) ^{※1}	2	12	12
36	pH値	2	2	2
37	臭気	2	2	2
38	色度	2	2	2
39	濁度	2	2	2
40	生物化学的酸素要求量(BOD)	2	4	4
41	化学的酸素要求量(COD)	2	4	4
42	嫌気性芽胞菌	12	12	12

備考

※1 原水水質の性状等を把握するために、検査地点によっては検査頻度を増やす項目です。

別表11

農薬類検査実施項目（57項目）

No.	項目	No.	項目
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	30	トリフルラリン
2	2,4-D(2,4-PA)	31	パラコート
3	アシュラム	32	ピラクロニル
4	アセフェート	33	フィプロニル
5	アミトラス	34	フェニトロチオン(MEP)
6	アラクロール	35	フェノブカルブ(BPMC)
7	イソキサチオン	36	フェリムゾン
8	イソプロチオラン(IPT)	37	フェントエート(PAP)
9	エスプロカルブ	38	フサライド
10	エトフェンプロックス	39	ブタクロール
11	オキサジクロメホン	40	ブプロフェジン
12	カズサホス	41	プレチラクロール
13	カルタップ	42	プロシミドン
14	カルバニル(NAC)	43	プロチオホス
15	キノクラミン(CAN)	44	プロピコナゾール
16	キャプタン	45	プロピザミド
17	グリホサート	46	プロベナゾール
18	グルホシネート	47	ブロモブチド
19	クロルピリホス	48	ベノミル
20	クロロタロニル(TPN)	49	ベンゾビシクロン
21	ジウロン(DCMU)	50	ペンディメタリン
22	ジクワット	51	ベンフラカルブ
23	シハロホップブチル	52	ホスチアゼート
24	ジメタメトリン	53	マラチオン(マラソン)
25	ダイアジノン	54	メコプロップ(MCPP)
26	ダイムロン	55	メソミル
27	タゾメット、メタム(カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	56	メタラキシル
28	チアジニル	57	メチダチオン(DMTP)
29	チオファネートメチル	58	メフェナセット

※農薬類の検査は、各原水において年1回実施する。

別表 12

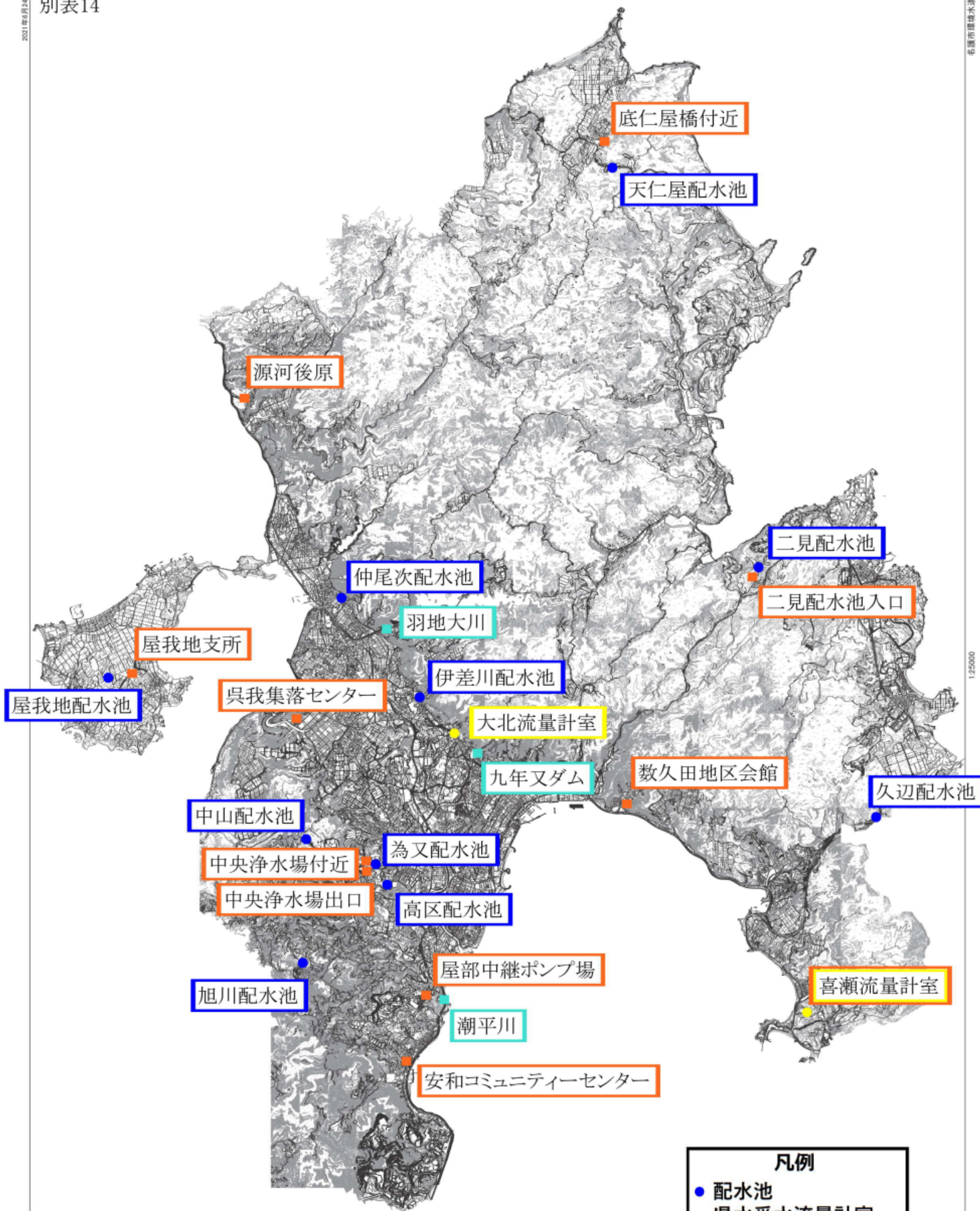
浄水場出口検査

項目 No	検査項目	基準値、目標値	中央浄水場出口	設定理由
1	臭素酸	0.01 mg/L 以下	12 回/年	浄水処理工程の確認のため行います
2	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	12 回/年	
3	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	12 回/年	
4	蒸発残留物	500 mg/L 以下	12 回/年	

別表 13

クリプトスポリジウム、ジアルジア検査

No.	検査地点	検査回数	種別	備考
1	潮平川湧水	4 回/年	原水	自己水源
2	羽地大川	4 回/年	原水	自己水源
3	九年又ダム	4 回/年	原水	自己水源



- 凡例**
- 配水池
 - 県水受水流量計室
 - 水質検査地点(原水)
 - 水質検査地点(浄水)